

事務連絡
令和7年3月14日

就労継続支援（A型・B型）事業所管理者 殿

岡山県子ども・福祉部障害福祉課
障害福祉サービス班

令和6年度の賃金実績・工賃実績に係る報告書等の提出について

就労継続支援事業所(A型・B型)については、障害者の就労支援を推進するため、利用者がより適切な就労関係事業を選択できるよう、「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型・B型)における留意事項について（平成19年4月2日障障発第0402001号）」に基づき、毎年度、各事業所に賃金実績・工賃実績の提出を求め、当該実績を事業所情報として幅広く公表しております。

つきましては、令和6年度の賃金実績・工賃実績について、次により提出してください。

記

1 対象事業所

令和7年4月1日時点で存在している就労継続支援A型・B型事業所（基準該当就労継続支援B型事業所を含む。）

※令和7年3月2日以降に事業を開始した事業所（事業実績が1か月に満たない事業所）は、報告の対象外

2 提出書類

下記のファイル（2シート）

＜就労継続支援A型（雇用型）の場合＞

→（ファイル）R6賃金実績（令和6年度賃金実績報告書、賃金実績算定表）

＜就労継続支援A型（非雇用型）・就労継続支援B型の場合＞

→（ファイル）R6工賃実績（令和6年度工賃実績報告書、工賃実績算定表）

※様式ファイルは、県障害福祉課ホームページ（見出し）「障害者の就労支援・地域移行支援について」→「令和6年度の賃金実績・工賃実績に係る報告書等の提出について」にも掲載

3 提出方法及び提出期限

下表の提出先 (E-mail アドレス) に、次により上記2のファイルを送信してください。

※メールの標題は、「R6年度賃金(工賃)実績報告(事業所名)」としてください。

※添付するファイル名の頭に「事業所番号(10桁)・事業所名」を付けてください。

(例) 33*****・桃太郎事業所 R6工賃実績

<提出先> 各事業所を所管する各県民局又は市

事業所の所在地	提出先 (E-mail アドレス)	連絡先 TEL
備前県民局管内 (岡山市を除く)	備前県民局健康福祉課事業者第二班 E-mail: bizen-jigyousya@pref.okayama.lg.jp (〒703-8278 岡山市中区古京町1-1-17)	086-272-3995
備中県民局管内 (倉敷市、新見市を除く)	備中県民局健康福祉課事業者第二班 E-mail: bichu-jigyousya2@pref.okayama.jp (〒710-8530 倉敷市羽島1083)	086-434-7064
美作県民局管内	美作県民局健康福祉課事業者班 E-mail: mima-teiji@pref.okayama.jp (〒708-0051 津山市椿高下114)	0868-23-1291
岡山市	岡山市保健福祉局事業者指導課障害事業者係 E-mail: syou-jigyousya@city.okayama.lg.jp (〒700-0913 岡山市北区大供3丁目1-18KSB 会館4F)	086-212-1015
倉敷市	倉敷市障がい福祉課事業所指導室 E-mail: wlfdsb-buguo@city.kurashiki.okayama.jp (〒710-8565 倉敷市西中新田640番地)	086-426-3287
新見市	新見市福祉部福祉課 E-mail: fukushi@city.niimi.lg.jp (〒718-8501 岡山県新見市新見310-3)	0867-72-6126

(提出期限) 令和7年4月30日(水) 期限厳守

4 留意事項

- ・「就労継続支援A型(雇車型)の場合」と、「就労継続支援A型(非雇車型)・就労継続支援B型の場合」とで使用するファイルが異なりますので、間違えないよう注意してください。
- ・実績報告書・実績算定表の作成に当たっては、各々の【留意事項】に注意してください。
- ・就労継続支援A型事業所で「非雇車型」の者がいる場合、必ず「雇車型」の者と分けて、実績報告書・実績算定表を作成し、別々に報告してください。